

○経済産業省令第七十九号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）及び中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百六十二号）の施行に伴い、並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の五から第三条の八、信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第八条第二項及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第二項の規定に基づき、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を制定する。

平成二十九年十月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

(信用保証協会法施行規則の一部改正)

第一条 信用保証協会法施行規則(昭和二十八年大蔵省・通商産業省令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第三条 法第八条第二項に規定する業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一〇九 [略]</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第三条 法第八条第二項に規定する業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一〇九 [略]</p>
<p>十 協会と銀行その他の金融機関との連携に関</p>	<p>[新設]</p>

する事項

十一 法第二十条第一項各号の債務の保証に係

る中小企業者に対する経営の改善発達に係る

助言その他の支援に関する事項

十二 その他必要な事項

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔新設〕

十 その他必要な事項

別紙様式第一を次のように改める。

※別紙のとおり別紙様式第一を挿入

(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公害防止に関する費用)</p> <p>第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保</p>	<p>(公害防止に要する費用)</p> <p>第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及</p>

---

証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）第五條の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六條第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八條第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に

---

び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）第五條の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六條第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八條第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号

---

---

関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十条第一項に規定する中心市街地商業等活性化  
三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化  
関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地  
商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強  
化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第一  
項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に  
規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証及  
び同条第七項に規定する経営力向上関連保証並  
びに同法第三十五条第一項に規定する特定新技  
術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備  
法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第  
一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業  
務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平

---

）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業  
等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中  
心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業  
等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十  
六条第一項に規定する経営革新関連保証、同条  
第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓  
連保証及び同条第七項に規定する経営力向上関  
連保証並びに同法第三十五条第一項に規定する  
特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺  
地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第  
十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証  
、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する  
法律（平成十七年法律第八十五号）第十八条第

---

---

成十七年法律第八十五号)第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)

---

一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十三条に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第八条第一項に規定する農商工等連携事業関

---

---

第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五

---

連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関

---

第十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に

連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する

---

関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律

---

災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街

---

---

第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証及び同条第七項に規定する経営力向上関連保証並びに同法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する

---

地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証及び同条第七項に規定する経営力向上関連保証並びに同法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第七条第一項に規定する特定研究

---

---

法律第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百

---

開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興

---

---

二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条

---

緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条

---

に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（

---

に規定する経営安定関連保証、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第

---

---

平成十九年法律第四十号)第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第七条第一項に規定する特定研究開発等関

---

一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源

---

---

連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証（同条第二項に規定する海外地域産業資源活用事業関連保証を除く。）、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定

---

を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証（同条第二項に規定する海外地域産業資源活用事業関連保証を除く。）、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証並びに産業競

---

---

する特定下請連携事業関連保証並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

一〇五 「略」

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商

---

争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

一〇五 「略」

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商

---

---

品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に

対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会

の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連

品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、激甚災害に

対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会

の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三

---

保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規

---

第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、

---

---

定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十  
三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借

---

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

---

入れに係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

一〇四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 中小企業における経営の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第十三条第二項の経済産業省令で定める資 金)</p> <p>第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定</p>	<p>〔新設〕</p>

---

める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

一 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

二 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする

---

---

る判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務

---

務を免れるための価額弁償

三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者で

あつた者を含む。）の死亡又は退任に起因し

て、当該経営を承継した代表者が、相続若し

くは遺贈又は贈与により取得した当該認定中

小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に

係る相続税又は贈与税を納付するための資金

四 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小

企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

（法第十四条第一項の経済産業省令で定める資

金）

第十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定

める資金は、認定中小企業者等の事業活動の継

金）

（法第十四条第一項の経済産業省令で定める資

第十四条 法第十四条第一項の経済産業省令で定

める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中

<p>次に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 「略」</p> <p>第十六条〽第二十一条 「略」</p>	<p>小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の次に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 「略」</p> <p>第十五条〽第二十条 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

様式第六、第七、第八、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五及び第二十六を次のように改める。

※別紙のとおり様式第六、第七、第八、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五及び第二十六を挿入

## 附 則

この省令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。



# 1. 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

## (1) 事業概況

--

(記載上の注意) 当期中における事業の概況を記載すること。

## (2) 庶務事項

月 日	記 事

(記載上の注意) 次のような事項につき記載すること。

- (1) 役員及び役員会に関する事項
- (2) 定款及び業務方法書に関する事項
- (3) 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
- (4) 登記した事項
- (5) 訴訟その他主要な事項

### (3) 役職員

#### イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
( )	( )		( )

(記載上の注意) 当期末における役職員について記載すること。なお、非常勤の役員数をかっこ内に内数で記載すること。

#### ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現職就任年月日	備 考

(記載上の注意) 当期末における役員について記載すること。なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分等を記載すること。

### (4) 事務所

名 称	開設年月日	所在地	備 考

(記載上の注意) 当期末における本所、支所、出張所及び連絡所別に記載すること。なお、備考欄には、不動産の所有関係等を記載すること。

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位 千円)

期別 区分	前期末	当期中 増加額	当期中 減少額	当期末
基金 基金準備金		( )		
計				

(記載上の注意) 基金準備金の当期中増加額欄の ( ) には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載すること。

ロ 出えん金 (累計)

(単位 千円)

期別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地方公共団体			
都道府県			
市町村			
計			
金融機関			
都市銀行			
地方銀行			
第二地方銀行協会加盟行			
信託銀行			
長期信用銀行			
信用金庫			
信用協同組合			
商工組合中央金庫			
×          ×          ×			
計			
その他			
×          ×          ×			
合計			

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位 千円）

負担者別	期別	前期末	当期中増加額	当期末
金 融 機 関				
都 市 銀 行				
地 方 銀 行				
第二地方銀行協会加盟行				
信 託 銀 行				
長 期 信 用 銀 行				
信 用 金 庫				
信 用 協 同 組 合				
商工組合中央金庫				
× × ×				
計				
そ の 他				
× × ×				
合 計				

（記載上の注意）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

種類	対象	資金 用途	保証限度 額 (千円)	保証 期間	保証料率 (年率%)	担保又は保 証人の保証 の徴求	備考

(記載上の注意) 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載すること。

ロ 保証料率等

区分 \ 料率	基本	特別		平均	備考
		最高	最低		
保証料 調査料 延滞保証料 損害金					

(記載上の注意) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載すること。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概況

(単位百万円)

区分	件数	金額
保証申込		
保証申込取消		
保証承諾		
保証後取消償還		
保証債務	( )	( )
所定期限経過債務	( )	( )
代位弁済		
回収		
求償権償却		
求償権	( )	( )

(記載上の注意) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残額との比較増減をカッコ内に記載すること。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
都市銀行		
地方銀行		
第二地銀行協会加盟行		
信託銀行		
長期信用銀行		
信用金庫		
信用協同組合		
商工組合中央金庫		
× × ×		
計		

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

(口) 金額別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
100 万円以下		
100 万円超 200 万円以下		
200 万円超 300 万円以下		
300 万円超 500 万円以下		
500 万円超 1,000 万円以下		
1,000 万円超 1,500 万円以下		
1,500 万円超 2,000 万円以下		
2,000 万円超 3,000 万円以下		
3,000 万円超 5,000 万円以下		
5,000 万円超 6,000 万円以下		
6,000 万円超 7,000 万円以下		
7,000 万円超 8,000 万円以下		
8,000 万円超 10,000 万円以下		
10,000 万円超 20,000 万円以下		
20,000 万円超 30,000 万円以下		
30,000 万円超 40,000 万円以下		
40,000 万円超 50,000 万円以下		
50,000 万円超		
計		

(ハ) 期間別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
3月以内		
3月超 6月以内		
6月超 1年以内		
1年超 2年以内		
2年超 3年以内		
3年超 4年以内		
4年超 5年以内		
5年超 7年以内		
7年超 10年以内		
10年超		
計		

(二) 資金使途別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
設備資金		
運転資金		
その他		
計		

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
普通保証 特別保証 災害 経営安定関連 公害防止 × × × 社債引受保証		
計		

(ヘ) 本所及び支所別保証承諾

(単位百万円)

区分	件数	金額
本所		
支所	計	
合計		

ハ 代位弁済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位 千円)

保証承諾年度	区分	件数	金額
年度			
年度以前			
計			

(ロ) 金融機関別代位弁済

(単位千円)

区分	件数	金額
都市銀行 地方銀行 第二地銀行協会加盟行 信託銀行 長期信用銀行 信用金庫 信用協同組合 商工組合中央金庫 日本政策金融公庫 × × ×		
計		

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位千円)

区分	件数	金額
普通保証 特別保証 災害 経営安定関連 公害防止 × × × 社債引受保証		
計		

二 回収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位 千円)

保証承諾年度 区分	件数	金額
年度		
年度以前		
計		

(口) 代位弁済年度別回収

(単位 千円)

区分 代位弁済年度	件数	金額
年度		
年度以前		
計		

(8) 債権譲受業務の状況

(単位 千円)

区分	件数	金額
譲受債権		
回収		
譲受債権償却		
譲受債権残高		

(9) ファンド出資業務の状況

(単位 千円)

ファンド名	
構成総額	
出資額	

## 2. 収支計算書

〔      年      月      日から  
         年      月      日まで      〕

(単位円)

科 目	金 額
経常収入	×××
保 証 料	×××
預 け 金 利 息	×××
有価証券利息配当金	×××
調 査 料	×××
延滞保証料	×××
損 害 金	×××
事務補助金	×××
責任共有負担金	×××
×    ×    ×	×××
雑 収 入	×××
経常支出	×××
業 務 費	×××
役 職 員 給 与	×××
退職給与引当金繰入	×××
その 他 人 件 費	×××
旅            費	×××
事 務 費	×××
貸 借 料	×××
動産・不動産償却	×××
信 用 調 査 費	×××
債 権 管 理 費	×××
指 導 普 及 費	×××
負 担 金	×××
×    ×    ×	×××
借入金利息	×××
信用保険料	×××
責任共有負担金納付金	×××
×    ×    ×	×××
雑 支 出	×××
経常収支差額	×××

経常外収入		×××
償却求償権回収金	×××	
責任準備金戻入	×××	
求償権償却準備金戻入	×××	
求償権補てん金戻入	×××	
保 険 金	×××	
損失補償補てん金	×××	
補 助 金	×××	
× × ×	×××	
そ の 他 収 入	×××	
経常外支出		×××
求 償 権 償 却	×××	
譲 受 債 権 償 却	×××	
有 価 証 券 償 却	×××	
雑 勘 定 償 却	×××	
退 職 金	×××	
責任準備金繰入	×××	
求償権償却準備金繰入	×××	
× × ×	×××	
そ の 他 支 出	×××	
経常外収支差額		×××
制度改革促進基金取崩額		×××
収支差額変動準備金取崩額		×××
当期収支差額		×××
収支差額変動準備金繰入額		×××
基本財産繰入額又は基本財産取崩額		×××

### 3. 貸借対照表

〔 年 月 日現在 〕

(単位円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金		基本財産	
現金		基金	
小切手		基金準備金	
預け金		制度改革促進基金	
当座預金		収支差額変動準備金	
普通預金		責任準備金	
通知預金		求償権償却準備金	
定期預金		退職給与引当金	
郵便貯金		損失補償金	
金銭信託		保証債務	
有価証券		求償権補てん金	
国債		保険金	
地方債		損失補償補てん金	
社債		借入金	
株式		長期借入金	
受益証券		(うち日本政策金融公庫分)	
その他有価証券		短期借入金	
新株予約権		(うち日本政策金融公庫分)	
ファンド出資		収支差額変動準備金造成資金	
動産・不動産		×    ×    ×	
事業用不動産		雑勘定	
事業用動産		仮受金	
所有動産・不動産		保険納付金	
損失補償金見返		損失補償納付金	
保証債務見返		未経過保証料	
求償権		未払保険料	
譲受債権		未払費用	
×    ×    ×		×    ×    ×	
雑勘定			
仮払金			

保 証 金 厚 生 基 金  連 合 会 勘 定 未 収 利 息 未 経 過 保 険 料 × × ×			
合計		合計	

様式第 6

認定申請書

(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号以外の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 8 号の事由に係るものを除く。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業内容
- 2 資本金の額又は出資の総額
- 3 常時使用する従業員の数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 4 次に掲げる書類を添付する。
  - (1) 申請書（別紙 1 及び 2 を含む。）の写し
  - (2) 施行規則第 7 条第 1 項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）
  - (3) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第 12 条第 1 項の認定要件を満たすことを示す。

1 経営の承継を行うこととなった原因

別紙 1 の該当する事項を記載する。

2 事業活動に支障を生じさせる事由

別紙 2 の該当する事項を記載する。

(別紙 1)

経営の承継を行うこととなった原因

1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。

氏名

死亡日

（提出書類）

戸籍謄本等

(2) 代表者が退任したこと。

氏名

退任日

退任理由

（提出書類）

登記事項証明書等

2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

（提出書類）

戸籍謄本等

(2) 他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。

氏名

事業を譲渡した（する）日

（提出書類）

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

(別紙 2)

### 事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1 申請者が会社であり、法第 13 条第 1 項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。

取得する株式の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

(2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の 3 月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前年の同時期における 3 月間の売上高等の合計（B）

売上高等の見込減少割合（%、 $100 - A/B \times 100$ ）

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後 3 月以上経過している場合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が

行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額 (A)

仕入額の総額 (B)

仕入先からの仕入額の割合 (%、 $A/B \times 100$ )

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入に係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「申請者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合」が 20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額 (A)

借入金額の総額 (B)

取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A/B \times 100$ )

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入に係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「申請者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合」が 20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

2 申請者が個人であり、法第13条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における売上高等の合計の見込額 (A)

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計 (B)

売上高等の見込減少割合 (%、 $100 - A/B \times 100$ )

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が

行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額 (A)

仕入額の総額 (B)

仕入先からの仕入額の割合 (%、 $A/B \times 100$ )

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入に係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「申請者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合」が 20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額 (A)

借入金額の総額 (B)

取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A/B \times 100$ )

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入に係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「申請者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合」が 20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

- (7) 申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

- (8) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

- 3 申請者が会社であり、その代表者が法第 13 条第 2 項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

- (2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを

証する書類

- (3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

- (4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

- (5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

- (6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。

本支援措置については、主たる取引関係を有する金融機関を通じて申し込むものとする。

- 4 申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。

様式第 7

認定申請書  
(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号  
会社所在地  
会社名  
電話番号  
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額	円	
贈与の日	年 月 日	
贈与認定申請基準日	年 月 日	
贈与税申告期限	年 月 日	
常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与認定申請基準日
	(a)+(b)+(c)-(d) 人	(e)+(f)+(g)-(h) 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人	(e) 人
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b) 人	(f) 人
70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c) 人	(g) 人

役員（使用人兼務役員を除く。）の 数		(d) 人	(h) 人		
施行規則第 17 条の確認（施行 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項 の変更の確認をした場合には 変更後の確認）に係る確認事項	確認の年月日及び番号	年 月 日（ 号）			
	特定代表者の氏名				
	特定後継者の氏名				
贈与認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に 係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又 は持分（*2）を除 く。）			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又 は資産運用型子会社 に該当する特別子会 社の株式又は持分 (*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又 は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用してい るもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用してい ないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(7) 円	(18) 円

絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %		
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		

(*3)を発行している場合にはその所有者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)
総収入金額 (営業外収益及び特別利益を除く。)		円

2 贈与者及び経営承継受贈者について

総株主等 議決権数	贈与の直前		(a)	個		
	贈与の時		(b)	個		
贈与者	氏名					
	贈与の時の住所					
	贈与の時の代表者への就任の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	代表者であった時期			年 月 日から 年 月 日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者(経営承継受贈者となる者を除く。)が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)			年 月 日から 年 月 日		
	(*)の時期における総株主等議決権数			(c)	個	
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(d)+(e)	個	
				((d)+(e))/(c)	%	
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合			(d)	個	
				(d)/(c)	%	
	(*)の時期 における 同族関係 者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)		保有議決権数及びその割合	
					(e)	個
				(e)/(c)	%	
	贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(f)+(g)	個	
			((f)+(g))/(a)	%		
贈与の直前における保有議決権数及びその割合			(f)	個		
			(f)/(a)	%		
贈与の直前 における同 族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)		保有議決権数及びその割合		
				(g)	個	
			(g)/(a)	%		

	(*2)から(*3)を控除した残数又は残額		(i)-(j)	株(円)			
	贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限のない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)		(h)	株(円)			
	(*1)の3分の2(*2)		(i)=(h)×2/3	株(円)			
	贈与の直前において経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)		(j)	株(円)			
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数又は金額			株(円)			
	贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないものに限る。)の数又は金額			株(円)			
経営承継受贈者	氏名						
	住所						
	贈与の日における年齢						
	贈与の時における贈与者との関係(親族内・外)						
	贈与の時における代表者への就任の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	贈与の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(k)+(l)+(m)	個			
			((k)+(l)+(m))/(b)	%			
	保有議決権数及びその割合	贈与の直前	(k)	個	贈与者から贈与により取得した数(*4)	(l)	個
		贈与の時	(k)+(1)	個			
(*4)のうち租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)						個	
(*5)のうち贈与認定申請基準日までに譲渡した数						個	
贈与の時における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合				
			(m)	個	(m)/(b)	%	

### 3 贈与の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

### 4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請による株式等の贈与が施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号又は第 7 項の表の第 3 号の特別贈与認定株式再贈与又は特別相続認定株式贈与の該当の有無		□有 □無		
	氏名	施行規則第 7 条第 4 項に基づく認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第 6 条第 2 項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該

当しないものとみなれた場合には、その旨を証する書類を添付する。

- 5 贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 2 「贈与認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 3 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 4 「(\*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 6 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「(\*1)の3分の2」については、1株未満又は1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額を記載する。
- 8 「贈与者から贈与により取得した数」については、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。
- 9 「特別子会社」については、贈与の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」

が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第 8

認定申請書  
(施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号  
会社所在地  
会社名  
電話番号  
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別相続認定中小企業者について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
相続の開始の日	年 月 日		
相続認定申請基準日	年 月 日		
相続税申告期限	年 月 日		
常時使用する従業員の数	相続の開始の時	相続認定申請基準日	
	(a)+(b)+(c)-(d)	(e)+(f)+(g)-(h)	
	人	人	
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)	(e)
	人	人	
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b)	(f)	
人	人		
70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)	
人	人		

役員（使用人兼務役員を除く。）の 数		(d) 人	(h) 人		
施行規則第 17 条の確認(施行規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項	確認の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
	確認の年月日及び番号		年 月 日 ( 号)		
	特定代表者の氏名				
	特定後継者の氏名				
	新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名				
相続認定申請基準事業年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで) における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*2)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円

である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的としない 有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円		特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円		総収入金額	(26) 円	
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額			剰余金の配当等	(27) 円	
			損金不算入となる給与	(28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))$ %		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）		住所（会社所在地）		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			円		

2 被相続人及び経営承継相続人について

総株主等 議決権数	相続の開始の直前		(a)	個	
	相続の開始の時		(b)	個	
被相続人	氏名				
	最後の住所				
	相続の開始の日の年齢				
	代表者であった時期		年 月 日から 年 月 日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)		年 月 日から 年 月 日		
	(*)の時期における総株主等議決権数		(c)	個	
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数		(d)+(e)	個	
			((d)+(e))/(c)	%	
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合		(d)	個	
			(d)/(c)	%	
	(*)の時期に おける同族 関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
				(e)	個
			(e)/(c)	%	
相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(f)+(g)	個		
		((f)+(g))/(a)	%		
相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(f)	個		
		(f)/(a)	%		
相続の開始の 直前における 同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合		
			(g)	個	
		(g)/(a)	%		
経営承継 相続人	氏名				
	住所				
	相続の開始の直前における被相続人との関係 (親族内・外)				
	相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

相続の開始の直前における役員への就任の有無		□有 □無	
相続の開始の時ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		$(h)+(i)+(j)$	個
		$((h)+(i)+(j))/(b)$	%
保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(h) 個 (h)/(a) %	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)
	相続の開始の時	(h)+(i) 個 $((h)+(i))/(b)$ %	
	(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)		個
	(*2)のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数		個
相続の開始の時ににおける同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(j) 個 (j)/(b) %

### 3 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第7条第3項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- 5 相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資

産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「施行規則第17条の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。「新たに特定後継者となることが見込まれる者」については、当該確認を受けている場合であって該当する者がいないときには空欄とする。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「相続認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」については、相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 4 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 5 「(\*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 7 「相続の開始の直前における保有議決権数の合計及びその割合」については、平成21年3月31日までに経営承継相続人がその被相続人から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該経営承継相続人が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。
- 8 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 9 「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売

しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等にして交付された株式交換完全親会社等の株式等(会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数とする。

- 10 「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。
- 11 申請者が施行規則第6条第3項に該当する場合には、「相続の開始」を「贈与」と読み替えて記載する。ただし、「相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任」は「贈与の時における代表者への就任」と、「相続の開始の直前における役員への就任」は「贈与の日前3年以上にわたる役員への就任」と読み替えて記載する。

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特定後継者について

氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

3 特定代表者について

確認申請日における総株主等議決権数	(a) 個
氏名	
住所	

代表者であった時期			年 月 日から 年 月 日まで	
特定後継者との関係（親族内・外）				
確認申請日における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(b)+(c)	個
			$((b)+(c))/(a)$	%
確認申請日における保有議決権数及びその割合			(b)	個
			$(b)/(a)$	%
確認申請日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
			(c)	個
			$(c)/(a)$	%
代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)			年 月 日から 年 月 日まで	
(*)の時期における総株主等議決権数			(d)	個
(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(e)+(f)	個
			$((e)+(f))/(d)$	%
(*)の時期における保有議決権数及びその割合			(e)	個
			$(e)/(d)$	%
(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
			(f)	個
			$(f)/(d)$	%

#### 4 新たに特定後継者になることが見込まれる者について

氏名	
住所	
会社における地位	
特定後継者又は特定代表者との関係（親族内・外）	
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。

- 4 「確認申請日における保有議決権数及びその割合」については、平成 21 年 3 月 31 日までに特定後継者が特定代表者から申請者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該特定後継者が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。

様式第 22

施行規則第 17 条第 3 項（第 18 条 4 項）の規定による確認書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名

殿

都道府県知事名 印

年 月 日付けの別添の確認の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項（第 18 条第 1 項）（第 18 条第 2 項）の確認をします。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

様式第 23

施行規則第 17 条第 3 項（第 18 条第 4 項）の規定による確認をしない旨の通知書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名 殿

都道府県知事名 印

年 月 日付けの確認の申請については、下記の理由により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項（第 18 条第 1 項）（第 18 条第 2 項）の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 24

施行規則第 18 条第 3 項の規定による変更確認申請書

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
(以下「施行規則」という。)第 17 条第 1 項の確認について、下記のとおり変更したいの  
で、施行規則第 18 条第 1 項 (第 2 項) の確認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写し及び施行規則第 18 条第 1 項又は第 2 項で準用される第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

- 1 「特定後継者」、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」又は「具体的な計画」を併せて変更する場合には、該当事項について並べて記載する。
- 2 「変更内容」については、変更前後を対比して記載する。

様式第 25

施行規則第 19 条第 2 項の規定による確認取消申請書

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
(以下「施行規則」という。)第 17 条第 1 項の確認を取り消されたいので、施行規則第 19  
条第 2 項の規定により確認の取消しを申請します。

記

確認の年月日及び番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

(記載要領)

「確認の年月日及び番号」については、施行規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認を受けている場合には、当該変更の確認の年月日及び番号を並べて記載する。

様式第 26

施行規則第 19 条第 3 項の規定による確認取消通知書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名 殿

都道府県知事名 印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
第 17 条第 1 項の確認（施行規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認があった場合に  
あっては、変更後の確認）については、下記の理由により、確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(記載要領)

施行規則第 19 条のうち、確認の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。